

水戸市地域包括支援センターの体制の見直しについて

1 これまでの経緯

本市においては、地域包括ケアシステムの構築のため、平成18年度に地域包括支援センターを設置した。さらに、平成27年度からは、全ての日常生活圏域への地域包括支援センターの設置に向け、日常生活圏域それぞれにサブセンターである高齢者支援センター（直営1，委託7）を配置し、高齢福祉課内の基幹型と合わせて1つの地域包括支援センターとする体制へ移行した。これにより、高齢者の包括的な支援と並行して、窓口における運営経験や知識のほか、手法や情報等の集積を進めてきたところである。

現体制となって10年が経過し、高齢者支援センターの業務が定着するとともに、運営に係る知識や情報の蓄積が図られてきたところではあるが、今後の高齢者人口の増加や複雑・多様化する高齢者課題への対応を見据え、より時代に即した包括支援体制へ見直す必要がある。

2 今後のあり方

見直しの方針

高齢者支援の充実を図るため、市内8カ所の日常生活圏域ごとに設置しているサブセンター（高齢者支援センター）を地域包括支援センターへ移行し、これまでの業務に加え、新たに介護予防マネジメントを実施する。あわせて、圏域ごとの高齢者数に応じた専門職を配置し、圏域における包括的支援体制の強化を図る。

直営により運営してきた南部第二圏域のセンターについては、地域包括支援センターへの移行にあわせて民間へ委託する。

また、基幹型については、引き続き、高齢福祉課内に設置し、市の全域を担当するとともに、各圏域の地域包括支援センターの指導や後方支援等の総合的な管理・監督に加え、行政権限の行使を伴う権利擁護等の事務を担当する基幹型地域包括支援センターへ移行する。

これにより、これまで1カ所であった本市の地域包括支援センターを9カ所（圏域型（委託）8・基幹型1）へ拡充するとともに、それぞれの業務の分掌を明確化することにより、地域包括ケア全体のさらなる推進を図る。

なお、圏域型地域包括支援センターについては、全圏域公募により受託事業者の選定を行う。

見直しによる効果

全日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し、民間が持つ多様な専門職等の人的資源などの活用により、各圏域の高齢者数に応じた専門職を配置することで、相談・支援体制の充実・強化を図り、これまで以上に高齢者一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援が提供できる。また、基幹型地域包括支援センターと圏域型地域包括支援センターとの役割分担により、本市の地域包括ケアシステム全体の機能強化につながる。

3 スケジュール

令和6年度 地域包括支援センターの設置体制の見直し

令和7年度 圏域型地域包括支援センターの受託事業者 公募・決定

4月～6月 公募手続き準備

7月～8月 公募

9月 選定・決定

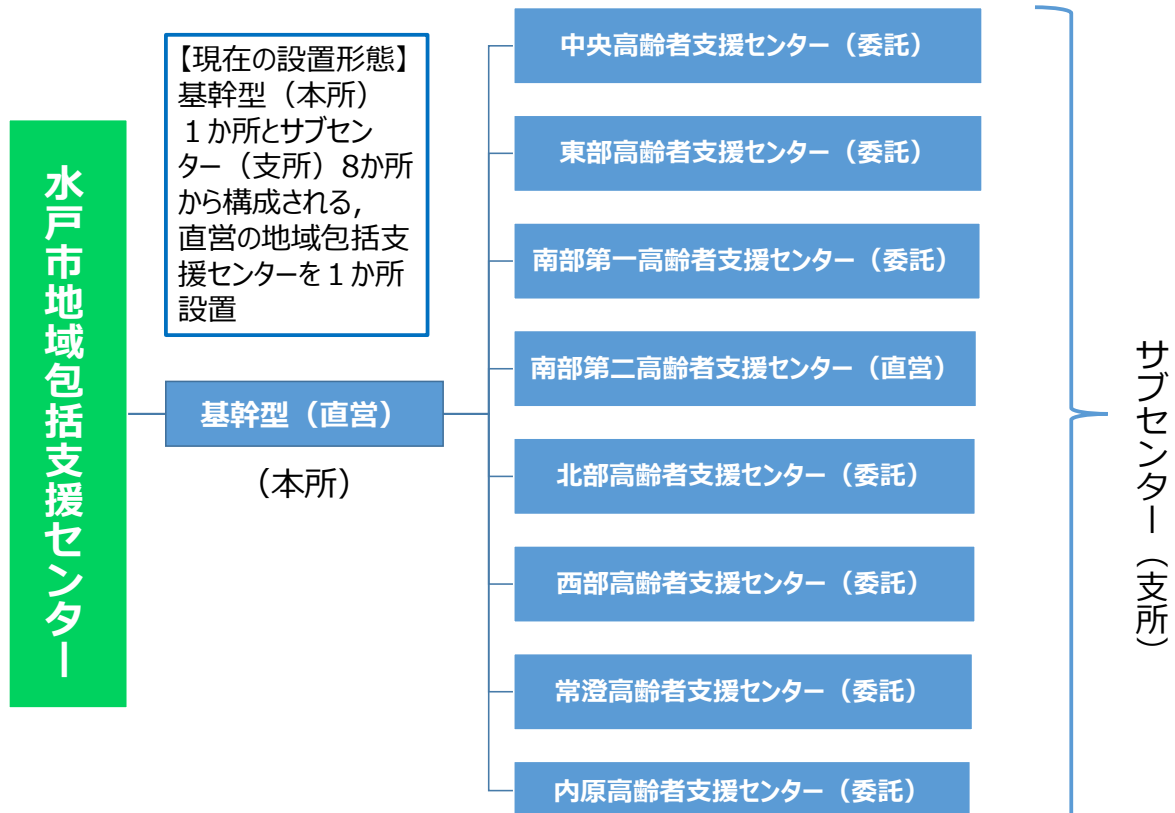
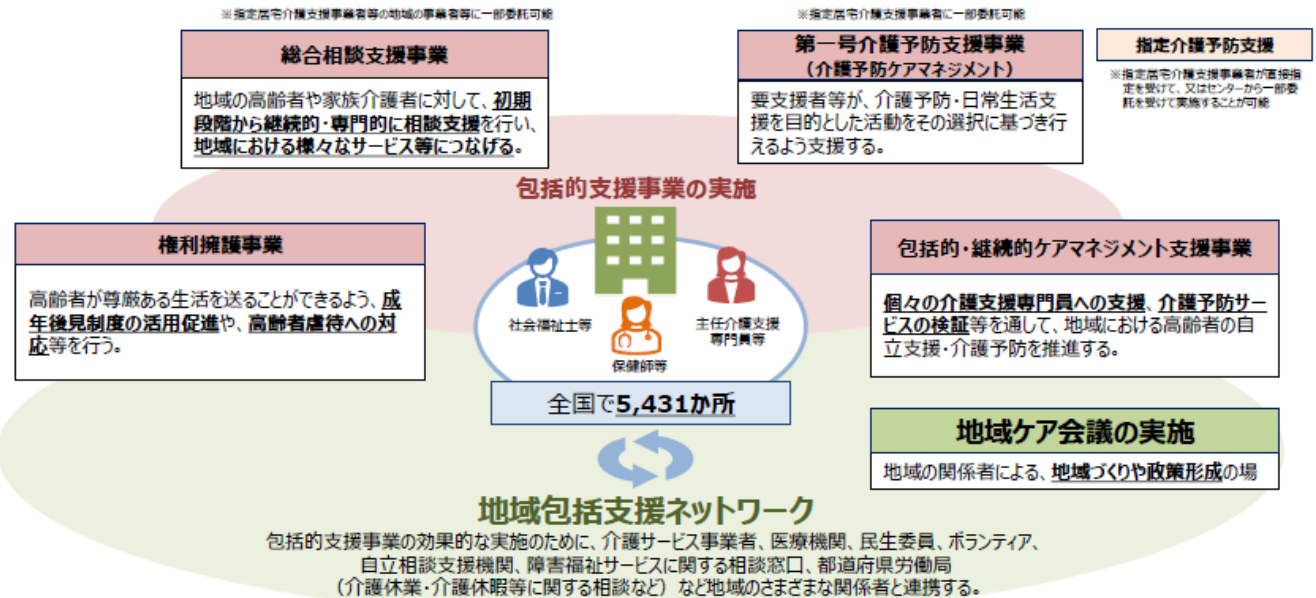
10月～ 受託事業者との調整・業務引継等

令和8年度 新しい設置体制での地域包括支援センター 運営開始

地域包括支援センターについて

参考資料

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること**を目的とする施設（介護保険法第115条の4第1項）



【見直し後の設置形態】
 基幹型 1 か所と
 圏域型 8 か所を合わせて、
 センターを 9 か所設置
 ※本所、支所の関係はなく、
 それぞれ単独の地域包括支
 援センターとして設置。



○地域包括支援センターの人員配置基準について

「水戸市地域包括支援センター基準条例」（抜粋）

（職員の員数等の基準）

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人
- (3) 主任介護支援専門員（省令第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1 人

水戸市地域包括支援センターの職員配置

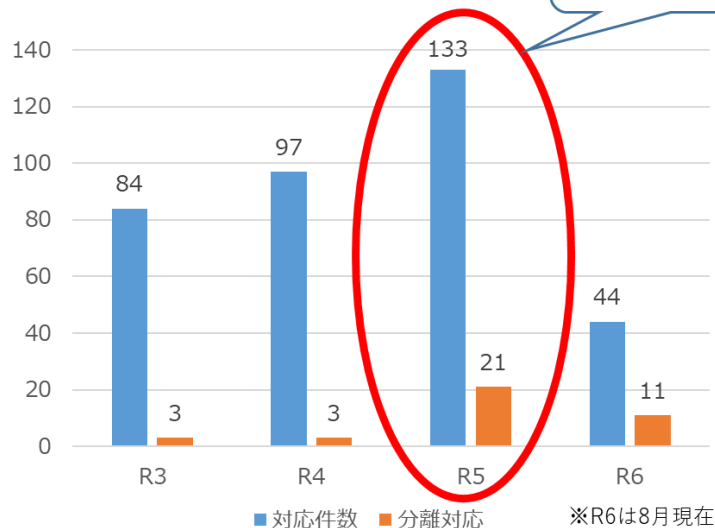
		専門職			
		保健師等	社会福祉士等	主任介護支援専門員	計
基幹型*1		2	1	1	4
高齢者支援センター	中央	1	2	2	5
	東部	1	1	3	5
	南部第一	2	1	1	4
	南部第二	2	2	1	5
	北部	2	2	1	5
	西部	2	1	1	4
	常澄	(1) *2	1	1	2
	内原	(1) *2	1	1	2
	計	12	12	12	36

水戸市の高齢者人口の推移

圏域	H27	H30	R3	R6	H27→R6 (%)	H27→R6 (数)
中央	9,946	10,267	10,364	10,345	104.0%	399
東部	9,670	10,086	10,306	10,404	107.6%	734
南部第一	7,313	8,004	8,499	8,800	120.3%	1,487
南部第二	12,881	13,947	14,722	15,204	118.0%	2,323
北部	9,926	10,437	10,726	10,671	107.5%	745
西部	8,455	9,114	9,453	9,410	111.3%	955
常澄	3,231	3,569	3,798	4,008	124.0%	777
内原	4,080	4,369	4,461	4,492	110.1%	412
合計	65,502	69,793	72,329	73,334	112.0%	7,832

年度別対応状況

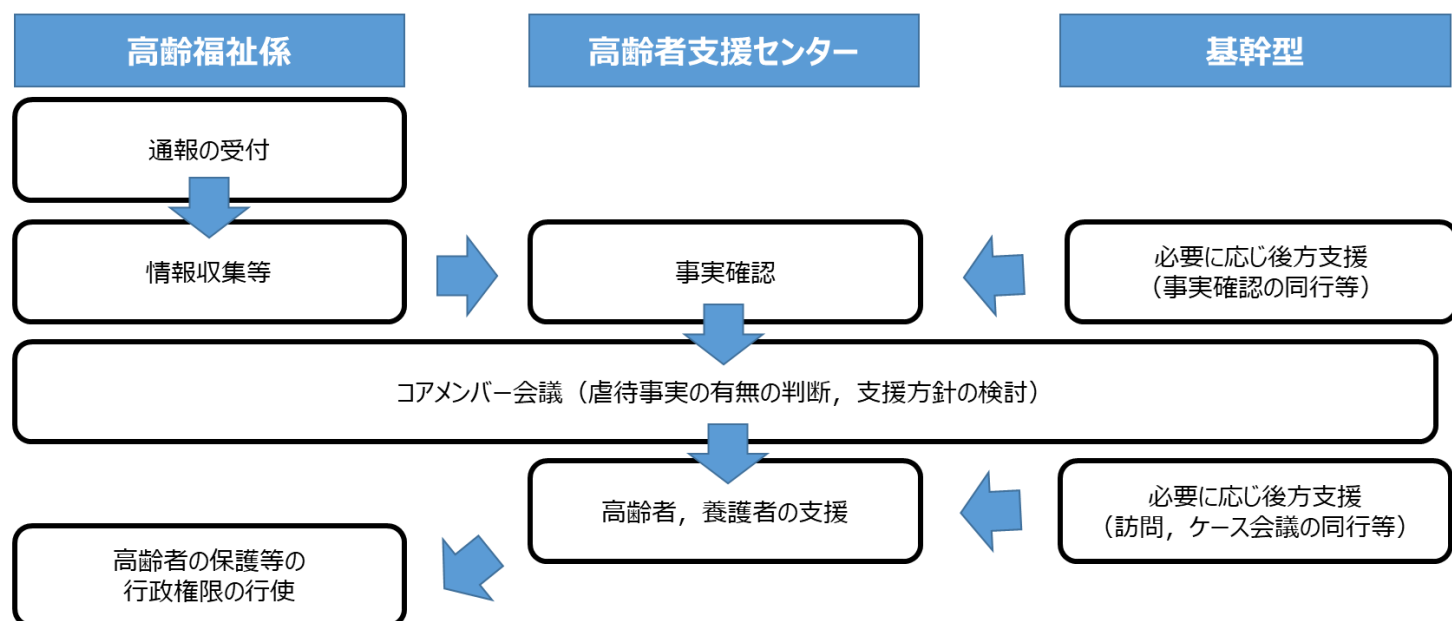
R元の58件から
2倍以上に増加



虐待対応での権限行使

年度	立入調査	やむを得ない措置	後見申立
R 3	0	0	0
R 4	1	0	1
R 5	1	0	1
R 6	1	4	1

虐待対応の流れと対応（例）



事業名	見直し前の役割	
	基幹型	高齢者支援センター (サブセンター)
総合相談支援事業	センターが対応するケースへの 後方支援（同行訪問，助言等）	担当圏域における相談対応
包括的・継続的 ケアマネジメント事業	センターへの助言等 市内のケアマネへの研修	個々のケアマネへの支援 (同行訪問，ケース会議の開催等)
権利擁護事業	センターが対応するケースへの 後方支援（同行訪問，助言等）	虐待ケースへの対応 支援計画に基づく支援の実施
第1号 介護予防支援事業	指定介護予防支援事業所の運営	一部の介護予防ケアマネジメント のみ実施

事業名	見直し後の役割	
	基幹型地域包括支援センター	高齢者支援センター (圏域型地域包括支援センター)
総合相談支援事業	変更なし	変更なし
包括的・継続的 ケアマネジメント事業	変更なし	個々のケアマネへの支援 (同行訪問，ケース会議の開催等) 担当圏域におけるケアマネへの研修
権利擁護事業	虐待対応の事務局（※） (虐待事実の判断，支援計画作成，進行管理， 高齢者の保護等の行政権限行使の判断) センターの後方支援 ※R7までは高齢福祉係が実施	変更なし
第1号 介護予防支援事業	指定介護予防支援事業所の 指定廃止	指定介護予防支援事業所の運営 (各センターにおいて 介護予防ケアプランを作成)